令和２年５月７日

一般社団法人広島県資源循環協会　代表理事　様

広島県環境県民局長

〒730-8511広島市中区基町10-52

産業廃棄物対策課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正す省令の施行及び

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について （依頼）

平素から，県の廃棄物行政に御理解・御協力をいただき，厚くお礼を申し上げます。

さて，廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正す省令の施行及び新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について ，令和２年５月１付け環循適発第2005013号及び環循規発第2005011号で環境省環境再生・資源循環局長から別紙のとおり通知がありました。

ついては，通知の内容についてご承知おきいただくよう，貴会員への周知をお願いします。

（通知の内容）

一　[規則改正]一般廃棄物処理業の許可を要しない者に係る特例の創設について

二　[規則改正]産業廃棄物処理業の許可を要しない者に係る特例の創設について

三　[規則改正]新型インフルエンザ等まん延時に処理が滞った産業廃棄物の保管について

四　[コロナ]廃棄物処理に関する適正かつ円滑な処理体制の確保について

担当　適正処理グループ

電話　082-513-2963（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

（担当者　桑原）